

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、福山市（以下「本市」という。）が発注する保険系システムハードウェア・ミドルウェアの賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて、次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定により公告します。

2025年（令和7年）7月15日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務の名称

保険系システムハードウェア・ミドルウェアの賃貸借

2 落札者の決定方法

条件付一般競争入札（最低価格落札方式）による。

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

3 概要

(1) 内容

本市保険系システムの稼働及び業務運用のために必要なミドルウェア及びハードウェアの調達等を行う。

なお、本業務の詳細は、入札参加資格を認定した者に対し交付する「入札仕様書」等の資料を参照すること。

(2) 調達の範囲

ア ハードウェア：OCRスキャナ（稼働に必要なソフトウェア等を含む。） 2台

イ ミドルウェア：本市保険系システムに必要な各種ミドルウェア

(3) 賃貸借（リース）期間

2026年（令和8年）1月1日から2030年（令和12年）12月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行（賃貸借）場所

福山市役所及び福山市が指定する場所

4 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開

始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(3) 本業務の公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(5) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(7) 本市の2025～2027年度取扱品目別業者名簿において、OA機器（品目番号1、2及び4）及びリース（品目番号3）について登録があり、A等級に格付けされている者であること。

なお、リースの登録を有しない者が、(8)に定める第三者をして物件を貸し付けることとする場合、リースの登録については要しない。

(8) 第三者をして物件を貸付けようとする者は、当該物件を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして物件の貸し付けを行えることの証明をした者であること。

5 入札参加資格審査申請書類の提出

(1) 提出期限及び提出方法

ア 入札参加資格審査申請書類を郵便又は信書便により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、2025年（令和7年）7月24日（木）午後5時までに必着させること。

イ 入札参加資格審査申請書類を直接持参する場合は、2025年（令和7年）7月15日（火）から同月24日（木）の間（土日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

ウ 入札参加資格審査申請者は、提出した入札参加資格審査申請書類の差替え、変更又は取消しをすることができないものとする。

エ 申請書類は、2025年（令和7年）7月15日（火）から同月24日（木）まで本市ホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>)に掲載する。

(2) 提出先

「13 問合せ先」に同じ。

6 受付票の交付

5に定めるところにより申請書を提出した者に対しては、受付票を交付する。

7 入札参加資格の認定

入札参加資格を認定した場合は「入札参加資格認定通知書」を、2025年（令和7年）7月

25日（金）付けで、書面により通知する。

8 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査の申請において虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

9 入札参加資格者の業務範囲

この公告で定めるところにより認定する入札参加資格は、1に掲げる業務に限定する。

10 質問書等の交付

入札参加資格者には、「保険系システムハードウェア・ミドルウェアの賃貸借 入札仕様書」、「質問書」、「入札辞退届」、「委任状（入札用）」、「入札書」、「入札金額内訳書」及び「機器等の費用に関する一覧表」を、2025年（令和7年）7月25日（金）午後5時までに電子メールにより交付する。

併せて、「契約書（案）」を交付し、契約条項を示す。

11 入札及び開札

(1) 日時及び場所

2025年（令和7年）8月8日（金）午前10時

福山市役所 本庁舎4階 ICT推進課会議室（福山市東桜町3番5号）

入札書を書留郵便等又は持参により事前に提出する場合は、2025年（令和7年）8月7日（木）午後5時までに必着させること。

(2) 入札書を事前に提出する場合の提出先

「13 問合せ先」に同じ。

(3) 入札結果の通知

開札後、直ちに落札者及び落札金額を電子メールで通知する。

12 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として納入すること。

(4) 無効とする入札

次の入札は、無効とする。

なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに参加することができない。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

- イ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ウ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。
- エ 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- オ 入札書に記名押印を欠く入札をしたとき。
- カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- キ 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。
- ク 金額を訂正した入札をしたとき。
- ケ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- コ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- サ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。
- シ 入札公告等において示した入札書の提出場所及び提出日時に入札書が到達しなかったとき。
- ス アからシまでに挙げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(5) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。

1 3 問合せ先

福山市総務局総務部 I C T 推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎4階）

電話番号 (084) 928-1212（直通）

ファクシミリ (084) 920-1188

電子メール ict-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

別表（入札参加資格審査申請書の添付書類）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 入札参加資格審査申請書（様式1）2 受付票（様式2）3 委任状（様式3）
代表者から支店長等に対する委任事項を証したもの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。4 使用印鑑届（様式4）
代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。5 担当者届（様式5）
本入札に係る担当者として1名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。6 誓約書（様式6）7 申立書（様式7）
市外業者で本市における課税のない者は提出すること。8 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書（様式8）
第三者をして物件の貸付を行う場合は提出すること。9 印鑑証明書
実印であることを証明するもの10 市税の完納証明書（写しを可とする。）
本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。市外の事業者で本市における課税がない者は、申立書（様式7）を提出すること。11 納税証明書（写しを可とする。）
国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの（免税事業者を除く。）。12 商業・法人登記簿謄本（写しを可とする。） |
|--|

※別表9、10、11及び12に掲げる添付書類については、入札参加資格審査申請書提出の日から3か月前の日以降に発行されたものとする。